

答申第557号

平成23年4月18日

神奈川県教育委員会  
委員長 平出彦仁 殿

神奈川県情報公開審査会  
会長 堀部政男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成22年7月30日付けで諮問された特定の内部通報に係る文書公開拒否（存否応答拒否）の件（諮問第609号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関が、特定の内部通報に係る文書について、その存否を答えるだけで非公開情報を公開することとなるとして、公開を拒んだことは、妥当である。

## 2 不服申立人の主張要旨

### (1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、特定の内部通報（以下「本件通報」という。）に係る調査結果の通知に関する文書（以下「本件行政文書」という。）について、神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、平成22年5月28日付で、その存否を明らかにしないで公開請求を拒否した処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める、というものである。

### (2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 本件通報に係る実施機関の調査結果には承服できず、当該調査結果の客観性及び妥当性を確保するため、調査の経過を含む全内容及び詳細を積極的に公開すべきである。

イ 本件行政文書のすべてが非公開情報であるとは考えられないことから、本件処分の取消しを求める。

## 3 実施機関（教育局企画調整部行政課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件行政文書の公開を拒んだ理由は、次のとおりである。

### (1) 本件行政文書について

不服申立人によれば、本件行政文書は、本件通報に係る調査結果の通知に関する文書である。

### (2) 条例第5条第1号該当性について

本件に係る行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）は、個人を特定した請求であり、本件行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定の個人が内部通報を行ったか否かに関する情報（以下「本件情

報」という。)が明らかになることから、条例第5条第1号本文に該当し、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない。

(3) 条例第5条第4号該当性について

本件情報を明らかにすることは、神奈川県職員等不祥事防止対策条例及び公正・透明な職場づくり推進要綱の趣旨である通報者保護に反し、結果として職員等による今後の通報行為を萎縮させることにつながり、内部通報制度の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第5条第4号に該当する。

(4) 条例第8条該当性について

本件請求は、本件行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第5条第1号に規定する個人に関する情報及び同条第4号に規定する事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を公開することになるため、条例第8条に該当する。

#### 4 審査会の判断理由

(1) 本件請求について

不服申立人は、本件通報に係る調査結果の通知に関する文書の公開を求めているものと認められる。

(2) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（以下「個人情報」という。）を非公開とすることができると規定している。

したがって、同号本文は、明白にプライバシーと思われる個人情報はもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて

非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) 本件情報は、特定の個人が識別される情報と認められることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号ただし書は、個人情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは公開すると規定している。

(イ) 当審査会が確認したところ、本件情報が、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」又は「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」に該当することを示す事情は認められず、本件情報は、条例第5条第1号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

(3) 条例第5条第4号該当性について

本件情報は、前記(2)のとおり、条例第5条第1号本文に該当し、同号ただし書きのいずれにも該当しないと認められることから、本件情報について、条例第5条第4号該当性を判断する必要はない。

(4) 条例第8条該当性について

ア 条例第8条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒むことができる」と規定している。

イ 本件請求は、本件通報に係る調査結果の通知に関する文書の公開を求めるものであり、本件行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、本件情報が明らかとなり、条例第5条第1号に規定する非公開情報を公開することとなるものと認められることから、条例第8条の「当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒むことができる」場合に該当すると判断する。

## 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

## 別紙

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成22年8月2日	○ 諮問受理
8月5日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
8月30日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
9月2日	○ 不服申立人に非公開等理由説明書を送付
9月24日	○ 不服申立人から非公開等理由説明書に対する 意見書を受理
平成23年1月25日 (第104回部会)	○ 審議
2月21日 (第105回部会)	○ 審議
3月22日 (第106回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
交 告 尚 史	東 京 大 学 大 学 院 教 授	
沢 藤 達 夫	弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 )	
鈴 木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	部 会 員
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者 部 会 員
辻 山 栄 子	早 稲 田 大 学 教 授	
東 玲 子	弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 )	部 会 員
堀 部 政 男	一 橋 大 学 名 誉 教 授	会 長 ( 部 会 長 を 兼 ね る )

(平成23年 3 月22日現在) (五十音順)